

原規放発第 1609121 号
平成 28 年 9 月 12 日

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己 殿

原子力規制委員会
NRA-D d - 16 - 004

核物質防護規定の遵守について（厳重注意）

貴社福島第二原子力発電所において、監視業務の不徹底により、核物質防護上、重大事案に発展するおそれのある核物質防護規定遵守義務違反が認められました。

根本的な原因として、核物質防護管理者を含む核物質防護担当者の法令遵守及び核セキュリティに対する意識の不足並びに本社及び上位職者を含めた核物質防護に対する組織的管理体制の不備が挙げられます。

核物質防護規定を遵守することは、法令で定められた事項であり、核物質防護措置を講ずる上で、最も基本となる事項です。これを適切に行わなかったことは重大な問題であり、当委員会としても極めて遺憾であるため、貴社に対し厳重に注意します。

今後、同様の事案が生じることのないよう、再発防止対策を確実に実施することを強く求めます。

なお、当委員会としては今後、核物質防護規定の遵守状況の検査等を通じ、各種対策の実施状況を確認していくこととします。

以上